



保険補償制度について

当社の車両には下記の金額を限度として保険その他の制度による補償が付いています。ただし補償制度の上限を超えたもの、免責金額が保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故および警察の事故証明が取得できない場合の損害はすべてお客様のご負担となります。

補償内容		補償額	免責額
対人補償	1名限度額	無制限 (自動車損害賠償責任保険を含む)	なし
対物補償	1事故限度額	無制限	50,000円
車両補償	1事故限度額	無制限	50,000円
人身傷害	1名限度額	死亡：3,000万円 後遺障害：3,000万円	なし

免責補償制度（CWD）

この制度にご加入されますと、万一事故の際にお客様の負担となる対物免責額と車両免責額の支払いが免除されます。ただし、同一貸渡において複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。貸渡手続き後の加入、解約はできませんので、貸渡時にお申し込みください。

加入料 1日24時間まで		対物補償免責額
HV、小型車 1,080円（税込）	▶	0円
IBOX、ミニバン 1,404円（税込）		

※お申込みは出発時に限らせていただきます。貸渡しの途中での加入・解約はできません。
※15日以上1ヶ月以内の貸渡契約については15日分の加入料とし、補償は貸渡期間中とします。
※この制度は保険ではありません。 ※シートベルトの着用を条件とします。

※自損事故の場合、車両免責額への補償は適用されません。

※21歳未満の方、免許取得後1年未満の方、過去に事故歴が

あり当社が不適当と認めた方は加入できません。

自損事故とは
(例)
・電柱、ガードレール等に衝突の場合
・転落、転覆の場合
・あて逃げされた場合

休業補償について（ノンオペレーションチャージ・NOC）

万一車両の利用中に、当社の責任によらない事故、盗難、故障、汚損、車内装備の損害、シートの焦げ跡などが発生し、車両の修理・清掃が必要となった場合、その期間中の営業補償として下記金額をご負担いただきます。

（免責補償制度にご加入された場合も、ノンオペレーションチャージはご負担いただきます。）

●自走して予定の営業店に返還された場合	20,000円
●自走不可能な場合	50,000円
※自走不可能な場合のレッカー代もお客様のご負担となります。	

注意事項

出発前に必ずご確認ください。

■ 保険補償制度が適用できないケース

以下の場合、保険補償制度が適用されない損害、また補償の限度額を超えた損害については、お客様のご負担となります。

□事故時に警察および当社への連絡など所定の手続きがなかった場合

□貸渡約款に違反している場合

- ・迷惑（違法）駐車起因した損害
- ・飲酒及び酒気帯び運転
- ・薬物使用
- ・無断延長
- ・契約書記載の運転者および副運転者以外の運転
- ・又貸し
- ・無免許運転（運転免許停止期間や運転できる自動車の種類に違反している場合も含む)
- ・無断で示談した場合・各種テスト
- ・競技に使用し、または他車のけん引
- ・後押しに使用した場合
- ・その他貸渡約款に定める免責事項に該当する場合など

□当社が締結する損害保険の保険約款の免責事項に該当する場合

- ・故意による事故
- ・バンクやタイヤの損傷
- ・ホイールキャップの紛失・破損
- ・鍵の紛失
- ・パンク応急修理キット代
- ・お客様の所有、使用、管理する財物の損害など
- ・オプション品（カーナビ、チャイルドシートなど）の損害など

■ ご利用時の注意事項

□貸渡証・約款・車検証
警察官または陸運支局の職員などから提示を求められることがありますので、貸渡し期間中は必ず本証をご携帯ください。

□チャイルドシートの装着確認

6歳未満のお子様に乗車される場合は、チャイルドシートの使用が運転者に義務づけられています。ご出発前に必ず装着確認をお願いいたします。装着不具合により生じた事故などについては責任を負いかねます。

□カーナビ利用について

カーナビ使用により設定されるルートはあくまでも参考ルートとしてお使いください。所定時間の相違などによる損害については責任を負いかねます。

□シートベルト着用について

助手席はもちろん、後部座席にも乗車する方がいるときは、シートベルトを着用してください。

□車両管理について

貸渡し期間中の保管場所の確保、日常点検整備などを含む車両の管理者はお客様となります。

□その他

ベットの同乗はご遠慮ください。乗用車による引越しなどの荷物運搬利用はご遠慮ください。

■ ご返却時の注意事項

□燃料について

ガソリンは満タンでご返却ください。

□ご返却時間について

ご返却時間を変更される場合や返却時間に間に合わない場合は、事前にご連絡ください。レンタカーの営業時間は各店にお問い合わせください。営業時間外のご出発、ご帰着はできません。
※ご返却時間超過の場合は延長料金がかかります。
※お車の予約状況によっては、延長できない場合があります。

●**ごみは必ずお持ち帰りください**

貸渡約款（平成26年3月1日施行）当社の自動車は下記の貸渡約款に基づいてお貸渡いたします。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1 当社はこの約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸渡するものとし、借受人はこれを受け取るものとし、また、この約款に定めない事項については、法令または一般の慣習によるものとする。
2 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達および一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとする。

第2章 予約

第2条（予約の申込）

1 第2条（予約の申込）借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、この約款および当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。
2 当社は借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとする。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとする。

第3条（予約の変更）

1 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾をうけなければならないものとする。
第4条（予約の取消等）
1 借受人は、当社の承諾を得て予約を取消することができます。
2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、予約が取消されたものとする。
3 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。
4 当社の都合により予約が取消されたときは、借受人に対して連立に連絡します。この場合、予約と異なる車種クラスのレンタカーを貸渡することができます。
5 事故、盗難、不返還、リコール等の事由または天災その他の借受人もしくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとする。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

第5条（代替レンタカー）

1 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーの貸渡しができないときは、借受人に対し、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」という）の貸渡しを申し入れることができるものとする。
2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡するものとする。この場合借受人は、代替レンタカーと予約のあった条件のレンタカーのうち、いずれか、貸渡料金の低い方の料金を支払うものとする。
3 借受人が第1項の代替レンタカーの貸渡しを申し入れを拒絶した場合は、予約は取消されたものとする。この場合において、貸渡しすることができない原因が当社の責に帰すべき事由によるときは、第4条第4項に準じて取扱い、当社の責に帰さない事由によるときは、第4条第5項に準じて取扱うものとする。

第6条（免責）

当社および借受人は、予約が取消され、または貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条および第5条に定める場合を除き、相互に何ら請求をしないものとする。

第7条

1 借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う予約センター、旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」という）において予約の申込をすることができます。
2 代行業者に対して前項の申込を行なったときは、借受人はその代行業者に対して予約の変更または取消を申込むことができるものとする。

第3章 貸渡

第8条（貸渡契約の締結）

1 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとする。ただし貸渡することができないレンタカーがない場合、または借受人もしくは運転者が第9条第1項または第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとする。
3 当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達に基づき、貸渡簿（貸渡原票）および第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類および運転免許証の番号を記載しまたは運転者の運転免許証の写しを添付するものとし、貸渡料金の振込にあたり、借受人に対し、借受人または借受人の指定する運転者（以下「運転者」という）の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとする。※監督官庁の基本通達とは国土交通省自動車交通局関連「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成27年6月13日）の2.（10）（11）をいいます。

※運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条第1項第24号の書式の運転免許証をいいます。また道路交通法107条の2に規定する国際運転免許証または外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人および運転者に対し、借受人の本人の身元確認ができる書類の提出を求め、および提出された書類の写しをとることがあります。
5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人または運転者に携帯電話番号等の告知を求めるものとする。
6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカードあるいは現金による支払を求め、またはその他の支払い方法を指定することができます。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

1 借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約を締結出来ないものとする。
（1） 貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
（2） 酒気を帯びていると認められるとき。
（3） 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈していると認められるとき。
（4） チャイルドシートがないにもかかわらず、6歳未満の幼児を同乗させるとき。
（5） 暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者、またはその他の反社会的組織に属しているものであると認められるとき。
2 借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとする。
（1） 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
（2） 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払を滞納した事実があるとき。
（3） 過去の貸渡しにおいて、第17条の各号に掲げる行為があったとき。
（4） 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む）において、第18条第5項の費用の未払いが発生したとき、または第23条第1項に掲げる行為があったとき。

（5） 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款または保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
（6） その他当社が不適当と認めたとき。

3 前2項の場合、当社と借受人との間に既に予約が成立しているときは、借受人の都合による予約の取り消しがあったものとして取扱い、借受人は第4条第3項に準じて予約取消手数料を支払うものとし、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

第10条（貸渡契約の成立等）

1 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名し、当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカー（付属品を含む、以下同じ）を引き渡したときに成立するものとする。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとする。
2 前項の引き渡しは、第2条第1項の借受開始日時および借受場所で行うものとする。

第11条（貸渡料金）

1 貸渡料金は、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額または計算根拠を料金表に明示します。（1）基本料金（2）免責補償料（3）特別燃料料（4）燃料代（5）燃料代（6）配車引料（7）その他の料金
2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、地方運輸局長（貨庫庫長においては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県においては沖縄総合事務局陸運事務局長、以下同じ）に届け出実施している料金によるものとする。
3 第2条による予約を完了した後に、当社が貸渡料金を改定したときは、予約時と貸渡時のいずれか低い方の貸渡料金を適用するものとする。

第12条（借受条件の変更）

1 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。ただし借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、当社はその変更を承諾しないことがあります。

第13条（点検整備および確認）

1 当社は、道路運送車両法第47条2（日常点検整備）および第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡するものとする。
2 借受人または運転者は、前項の点検整備が実施されていることおよび別に定める点検表に基づき車体外観および付属品を検査し、レンタカーに整備不良がないことおよび借受条件を満たしていることを確認するものとする。
3 当社は前項の確認によって整備不良が発見されたときは、直ちに必要な整備等を実施するものとする。

第14条（貸渡証の交付、携行等）

1 当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人または運転者に交付するものとする。

2 借受人または運転者は、レンタカーの使用前、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとする。
3 借受人または運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。
4 借受人または運転者は、レンタカーを返還するときに、貸渡証を当社に返還するものとする。

第4章 使用

第15条（借受人の監理責任）

1 借受人または運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとする。

第16条（日常点検整備）

借受人または運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施し、必要な整備を実施しなければならないものとする。

第17条（禁止行為）

1 借受人または運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。
（1） 当社の承諾および道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。
（2） レンタカーを所定の用途以外に使用し、または第8条第3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に貸渡すること。
（3） レンタカーを転貸し、または他に担保の用に供する等の当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
（4） レンタカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、またはレンタカーを改造もしくは改装する等その現状を変更すること。
（5） 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用しまたは他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
（6） 法令または公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
（7） 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
（8） レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
（9） その他第8条第1項の借受条件に違反する行為。

第18条（違法駐車の場合の措置等）

1 借受人または運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域の管轄する警察署に出現し、自らの責任と負担で違法駐車に係わる反則金等および違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を納付するものとする。
2 当社は、警察から放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人または運転者に連絡し、速やかに移動させ、または引取り、レンタカーの借受期間満了時または当社の指示する時までに管轄警察署に出現して違反を処理するものとし、借受人または運転者はこれに従うものとする。なお当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3 当社は前項の指示を行ったときは、借受人または運転者に対して、違反処理の状況を交通反則告知書または納付書、領収証等によう確認するものとし、また、違反処理が確認出来ない場合には、処理されるまで借受人または運転者に対して前項の指示を行うものとする。また当社は借受人または運転者に対して、放置駐車違反をした事実および警察署等に出現し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社の文書（以下